

## 京田辺市総合計画審議会規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市総合計画条例（平成30年京田辺市条例第1号）第8条第6項の規定に基づき、京田辺市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (委員の構成)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種関係団体の代表者
- (3) 市民
- (4) その他市長が適当と認める者

## (会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (専門部会)

第5条 専門部会（以下「部会」という。）に属する委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。
- 3 前条の規定は、部会の会議の運営において準用する。

(意見の聴取)

第6条 会長は、審議会又は部会において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。